

# 報 道 資 料

令和4年9月20日（火）

福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課 担当：河井、鷹田

電話：0742-27-8534（ダイヤルイン） 内線：2850、2852

県内高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター事案の発生について（4事案）

## 【1】A事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計81名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

### 1 発生場所

県内高齢者入所施設

### 2 感染者の概要（合計81名）

- ・経 緯：8月2日に1例目（有症状での受診）の感染を確認  
接触の可能性がある入所者及び職員に検査を実施し、2～81例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者63名（60～100歳代）、職員18名（20～70歳代）

### 3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面などを通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

### 4 県の対応

- ・感染者と接触の可能性がある入所者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・感染防止対策に必要な物資（ガウン等）を緊急支給
- ・管轄保健所、県担当課及び所在市町村の連携により、業務継続、感染防止対策などにかかる支援を継続的に実施

### 5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・併設事業所の休止

## 【2】B事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計30名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

### 1 発生場所

県内高齢者入所施設

### 2 感染者の概要（合計30名）

- ・経緯：8月10日に1例目（有症状での受診）の感染を確認  
接触の可能性がある入所者及び職員に検査を実施し、2～30例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者24名（70～90歳代）、職員6名（30～50歳代）

### 3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面などを通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

### 4 県の対応

- ・感染症専門医及び県担当課による現地確認及び感染防止対策の現地指導を実施

### 5 施設の対応

- ・感染者と接触の可能性がある入所者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止

### 【3】C事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計17名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

#### 1 発生場所

県内高齢者入所施設

#### 2 感染者の概要（合計17名）

- ・経緯：8月24日に1例目（有症状での受診）の感染を確認  
接触の可能性がある入所者及び職員に検査を実施し、2～17例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者13名（80～90歳代）、職員4名（20～30歳代）

#### 3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面などを通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

#### 4 県の対応

- ・感染者と接触の可能性がある入所者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・感染防止対策に必要な物資（ガウン等）を緊急支給
- ・県担当課により感染防止対策の指導を継続的に実施

#### 5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・併設事業所の休止

## 【4】D事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計15名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

### 1 発生場所

県内高齢者入所施設

### 2 感染者の概要（合計15名）

- ・経緯：8月20日に1例目（有症状での受診）の感染を確認  
接触の可能性がある入所者及び職員に検査を実施し、2～15例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者11名（80～90歳代）、職員4名（20～50歳代）

### 3 クラスター発生の要因の推定

施設での日常の介護における近距離での対面などを通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

### 4 県の対応

- ・感染者と接触の可能性がある入所者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・県担当課により感染防止対策の指導を実施

### 5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・併設事業所の休止

上記のクラスター4事案については、いずれも、新たな感染者が確認されず、すべての感染者が治癒し、かつ、すべての濃厚接触者の健康観察期間が経過し、施設の通常運営が再開されましたら、対応を終了とします。

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。関係者等への取材はご遠慮ください。